

10月から出産育児一時金が変わります

現在、出産育児一時金として、38万円を支給していますが、10月1日から平成23年3月31日までの間に出産する場合は4万円引き上げられ、42万円となります。

※産科医療補償制度に加入していない医療機関などでの出産の場合は、39万円となります。

また、あらたに医療機関等が妊婦などに代わって、保険者へ出産育児一時金を請求する制度も10月1日から始まります。現在、出産費用を一度支払った後、申請により出産育児一時金を支給しています。この制度では、医療機関などと出産育児一時金の申請や受け取りについて

【問い合わせ先】 本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1133)
／牛深支所・市民課保険年金係／その他の支所・市民生活課市民生活係

代理契約を結ぶことで、原則として出産にかかった費用のうち同一一時金の範囲内の金額は、医療機関などで支払う必要がなくなります。

※出産にかかった費用が、出産育児一時金の支給額(42万円)に満たない場合は、その差額分を本人が申請した後に支給することになります。なお、申請がない場合には、後日通知します。

※これまでどおり出産費用の全額を医療機関に支払い、その後出産育児一時金を受け取ることもできます。



住宅手当緊急特別措置事業を実施

10月1日から、国の経済危機対策の取り組みとして、離職者であり住宅を失った人または失うおそれのある人に対して、住宅手当(家賃)を支給する「住宅手当緊急特別措置事業」が実施されます。

■支給要件=次の全ての要件を満たす人。

- ①2年以内に離職した人。
- ②世帯の生計を維持していた人。
- ③就労能力や常用就職への意欲があり、公共職業安定所への求職申し込みを行い、職業相談を受け、市の就労支援員等による面接などの支援を受ける人。
- ④住宅を失っているか、失うおそれのある人(失うおそれのある人とは、次の⑤・⑥に該当する人)。

⑤原則として収入のない人。ただし、世帯の収入見込額が次の金額以下である人。

- ・単身世帯…月額8万4,000円
- ・複数世帯…月額17万2,000円

⑥世帯の預貯金が次の金額以下の人。

- ・単身世帯…50万円
- ・複数世帯…100万円

⑦国の住宅喪失離職者などに対する雇用対策による貸付・給付や、地方自治体が実施する類似の貸付・給付などを受けていない人。

■支給額=生活保護の住宅扶助の特別基準額を上限とし、支給対象者が賃借する住宅の賃料月額。

【問い合わせ先】 本庁・社会福祉課保護係(内線1186)

- ・単身世帯…2万6,200円まで
- ・複数世帯…3万4,100円まで

■支給期間=申請日の属する月の翌月以降分から最長6カ月まで。

■支給方法=住宅の貸主や委託を受けた不動産会社への振り込み。

■申請方法=本庁・社会福祉課または牛深支所・保健福祉課、その他の支所・市民生活課に備え付けの「住宅手当支給申請書」に必要事項を記入し、必要書類を添付のうえ提出してください。

[必要書類]

- 本人確認書類(運転免許証、健康保険証、住基カード、各種福祉手帳など)。
- 離職関係書類(2年以内に離職したことが確認できる書類の写し)。
- 収入関係書類(世帯員全員の収入が確認できる書類の写し)。
- 預貯金関係書類(世帯員全員の金融機関の通帳などの写し)。

■審査・決定=審査の結果、申請内容が適正と判断された申請者に対して、「住宅手当支給決定通知書」を発行します。

■その他=住宅への初期入居費用や生活資金については、市社会福祉協議会が実施する「総合支援資金貸付」の相談を受けることができます。詳しくは、同協議会・本所 ☎2552へお尋ねください。

高額医療・高額介護合算療養費制度が始まります

医療保険と介護保険の両方のサービスを利用している世帯の負担を軽減する、「高額医療・高額介護合算療養費制度」が始まります。

この制度は、1年間(毎年8月から翌年7月

まで)の医療保険と介護保険における自己負担額について、世帯での合算額が限度額を超えた場合、その超えた金額について高額医療・高額介護合算療養費を支給するものです。

《合算した場合の限度額(1年間)》※()は16カ月の限度額。

◆70歳未満の人

一般	67万円(89万円)
上位所得者	126万円(168万円)
住民税非課税世帯	34万円(45万円)

※今年度にかぎり、平成20年4月から同21年7月までの16カ月間にかかった医療費と介護保険の自己負担が対象になります。

ただし、平成20年8月から同21年7月までの自己負担額が通常(12カ月)の限度額を超える場合は、その超えた額と16カ月の額を比較し、多い額を支給します。

◆70歳以上の人

一般	56万円(75万円)
現役並み所得者	67万円(89万円)
低所得者Ⅱ	31万円(41万円)
低所得者Ⅰ	19万円(25万円)

※天草市国民健康保険の加入者で対象になると思われる人には、12月ごろにお知らせする予定です。

※天草市国民健康保険以外の医療保険に加入している人は、直接、加入している医療保険(社会保険など)へお尋ねください。

高額療養費特別支給金が支給されます

今年1月以降に75歳になった月の自己負担限度額については、下表のとおりですが、平成20年4月から同年12月(各月の1日生まれの人は除く)までの間に75歳になった月の自己負担限度額は、通常と同限度額の半分になっていません。

そこで通常の半分の自己負担限度額になるように、差額分を「高額療養費特別支給金」として支給します。

■支給対象者

①天草市国民健康保険の加入者が、平成20年4月2日から同年12月31日までの間の、月

◆自己負担限度額

所得の区分	75歳到達月の自己負担額		通常自己負担限度額(世帯合算)
	外来(個人)	外来+入院(世帯)	
現役並み所得者	22,200円	44,050円+1%(22,200円)	80,100円+1%(44,400円)
一般	6,000円	22,200円	44,400円
低所得者Ⅱ	4,000円	12,300円	24,600円
低所得者Ⅰ		7,500円	15,000円

※()内は、過去1年に4回以上自己負担限度額を超えた支給があった場合の金額。

後期高齢者医療制度の「高額医療・高額介護合算療養費制度」と「高額療養費特別支給金」については、支給対象者に対して熊本県後期高齢者医療広域連合から、個別に郵送により通知されます。



【問い合わせ先】 本庁・保険年金課国民健康保険係(内線1132)
／牛深支所・市民課保険年金係／その他の支所・市民生活課市民生活係